

公益社団法人茨城県歯科医師会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会を、公益社団法人茨城県歯科医師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本歯科医師会及び本会が承認した県下10地区の歯科医師会と連携し、医道の高揚と歯科医学の進歩発達と公衆衛生・歯科保健の啓発を図り、もって県民の健康と福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一、医道高揚に関する事柄
 - 二、歯科医学、医術の進歩発達に関する事柄
 - 三、会員の業権に関する事柄
 - 四、歯科医学教育の研究と整備に関する事柄
 - 五、公衆衛生の普及と予防医学の研究指導に関する事柄
 - 六、歯科医師の研修に関する事柄
 - 七、社会保障の研究並びに医療保障に関する事柄
 - 八、歯科医療従事者の教育養成に関する事柄
 - 九、会誌、会報、その他印刷物の発行に関する事柄
 - 十、会員の福祉及び歯科医業の向上による県民の福祉と健康の増進に関する事柄
 - 十一、学校歯科保健に関する事柄
 - 十二、身体障害者及び小児の歯科治療に関する事柄
 - 十三、労働保険事務の委託処理に関する事柄
 - 十四、従業員の福祉に関する事柄
 - 十五、その他本会の目的を達成するに必要な事柄
- 2、前項の事業は、茨城県において行うものとする。
 - 3、前項各号の事柄を実施するに必要な規則は、別に定める。
 - 4、本会は、必要に応じ、関係団体と連携して、事業又は事務を行うことができる。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会は次の会員を置く。

- 一、正会員
 - 二、準会員
- 2、前項の会員の資格は1人いずれか1個とし、重複して取得することはできない。
 - 3、第1項の会員のうち、栄誉の継承である終身会員は、定款施行規則に定める。

(正会員の資格の取得)

第6条 前条の正会員は、日本で免許を受けた歯科医師で、かつ本会の目的及び事業に賛同した

者とし、茨城県に就業所または住所を有するものでなければならない。ただし本会が承認した県下 10 地区を区域とする歯科医師会（以下「地区歯科医師会」という。）の会員（茨城県歯科医師会の正会員相当）に限る。

- 2、本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書に入会金を添えて、本会へ提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 3、前項の手続は、定款施行規則で定める。
- 4、本会に入会しようとする者は、地区歯科医師会を経て第 2 項に規定する手続を行うものとする。
- 5、本会は、第 2 項の諾否を決めたときは、その旨をもって当該入会の申込みをした者に通知する。

（正会員の権利）

第7条 正会員は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本会に対し行使することができる。

- 一、法人法第 14 条第 2 項の権利(定款の閲覧等)
 - 二、法人法第 32 条第 2 項の権利（代議員名簿の閲覧等）
 - 三、法人法第 57 条第 4 項の権利（代議員会の議事録の閲覧等）
 - 四、法人法第 50 条第 6 項の権利（代議員の代理権証明書等の閲覧等）
 - 五、法人法第 51 条第 4 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - 六、法人法第 52 条第 5 項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 - 七、法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - 八、法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - 九、法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 2、正会員は本会の行事、学会及び講習会に出席し、協力し又は意見を述べることができ、本会から発行する会誌その他の印刷物の頒布を受け、又は購入することができる。また本会共済制度に加入することができる。

（正会員の義務）

第 8 条 正会員は、代議員会の決定事項に服する義務を負う。

- 2、正会員は、本会所定の入会金、会費及び負担金を本会へ払う義務を負う。

（任意退会）

第 9 条 正会員は、本会を退会しようとするときは、その旨を記載した書面を地区歯科医師会を経て本会へ提出することにより任意にいつでも退会することができる。

- 2、退会しても、支払った入会金、会費及び負担金の返還を受けることはできない。

（身分喪失）

第 10 条 地区歯科医師会の会員（茨城県歯科医師会の正会員に相当する会員）たる身分を失った者は、当該歯科医師会から本会に通知があったときから本会の正会員たる身分を失うものとする。

（会費等の未納に伴う退会）

第 11 条 本会は、正会員が 1 年以上又は 1 年分に相当する会費若しくは負担金を支払わぬときは、催促し、なお支払わぬときは、理事会の決議をもって、退会させることができる。

- 2、前項により退会となった者が、6 箇月以内にその未払金を支払ったときは、理事会の承認を得て、正会員の資格を復すものとする。

3、本条の退会については、第 12 条第 3 項の規定を準用する。

(戒告及び除名)

第 12 条 正会員であって、下の各号の一に該当する者は、戒告、正会員の権利（法人法上の社員の権利を除く。）の一部停止又は除名することができる。

- 一、歯科医師としての職務を汚した者
- 二、本会の体面を汚した者
- 三、本会の綱紀を乱した者
- 四、正会員たる義務を怠った者

2、前項に規定する戒告、正会員の一部権利停止又は除名は、裁定委員会の決議、理事会の決議を経て、代議員会の決議を経るものとする。ただし、代議員である正会員の代議員たる資格の除名については、第 15 条第 1 項による。

3、前項により除名したときは、その旨及び理由の概要を記載した書面をもって、日本歯科医師会ならびに所属の地区歯科医師会及び本人に通知する。

4、本会から除名された者は、5 年を経過した後、裁定に関する規則に従い、理事会の決議を経て再入会することができる。

(準会員)

第 13 条 準会員は、本会の正会員としての権能は有しないが、定款その他諸規則に従う義務を負い、また、本会主催の歯科医学会に出席し、その学術研究を発表し、又は本会の会誌及び刊行物を受けることができる。

2、準会員の資格、入会、退会、除名及び会費、負担金等の必要事項は、定款施行規則で定める。

第 4 章 代議員

(代議員の選出)

第 14 条 本会は代議員をもって法人法上の社員とする。

2、代議員の数は、概ね正会員 30 人の中から 1 人の割合をもって選出する(端数の取扱いについては理事会で定める)。

3、代議員を選出するため別に定める規則により地区歯科医師会の社員総会において選挙を行う。ただし本会の正会員でない者は、本会代議員選出についての議決権を有しない。

4、代議員は正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5、第 3 項の代議員選挙において、選挙権を有する正会員は他の選挙権を有する正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会では、代議員を選出することができない。

6、第 3 項の代議員選挙は、2 年に一度実施することとし、代議員の任期は、選任後最初の 7 月 1 日から 2 年間とする。ただし、任期満了を迎える時において、代議員が代議員会決議取消の訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え(法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条)を提起している場合(法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員の選任及び解任(法人法第 63 条及び第 70 条)並びに定款変更(法人法第 146 条)についての議決権を有しないこととする。)。

7、後任として選出された代議員の任期は、前任者の在任期間とする。

8、代議員がやむを得ざる事故のため代議員会に出席できない時に備えてその職務を代理する予備の代議員（以下「予備代議員」という。）を置き議決権を行使することができる。

9、予備代議員の数、選出方法及び資格の喪失は、代議員の規定を準用する。

(代議員の資格の喪失)

第15条 代議員会は、第12条第1項に掲げる事項に該当する場合、代議員たる義務を怠った場合、その他正当な理由があると認められる場合は、総代議員数の3分の2以上の多数の決議により、代議員の資格を喪失させることができる。この場合、その代議員に対し、代議員会の1週間前までに、理由を付して資格喪失に関する議案の内容を通知し、代議員会において弁明の機会を与えなければならない。なお、本項により代議員の資格を失った場合でも、当然には正会員の資格は喪失せず、正会員の資格については第12条の定めに従う。

2、前項の他、代議員は、次に掲げる事由によって代議員の資格を失う。

- 一、第10条により正会員の資格を失ったとき
- 二、地区歯科医師会の所属を変更したとき
- 三、辞任したとき
- 四、死亡又は退会したとき

第5章 代議員会

(構成)

第16条 代議員会はすべての代議員をもって構成する。

2、前項の代議員会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第17条 代議員会は、次の事項について決議する。

- 一、代議員の資格の喪失
- 二、正会員の除名
- 三、役員（「理事及び監事」をいう。以下同じ。）の選任又は解任
- 四、役員の報酬等の額
- 五、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- 六、定款の変更
- 七、解散及び残余財産の処分
- 八、入会金の額並びに会費及び負担金の額及び負担率
- 九、定款施行規則、役員・代議員の選挙に関する規則、第34条第2項に係る会員の意識調査に関する規則及び会員の共済に関する規則の制定・改廃について理事会が代議員会に付託したもの。
- 十、裁定委員会委員、選挙管理委員会委員の選任
- 十一、その他代議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 代議員会は、定時代議員会として毎年度6月に開催するほか、必要がある場合に臨時代議員会を開催する。

(招集)

第19条 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2、総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、代議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員会の招集を請求することができる。

(議長・副議長)

第20条 代議員会の正副議長は、代議員選挙後最初に開催された代議員会で選出する。任期中にいずれかが欠けた場合には、代議員会で選出する。

(議決権)

第 21 条 代議員会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

- 2、代議員は予備代議員を代理人として議決権を行使させることができるものとする。ただし、この場合は、代議員会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。また、代理人となった予備代議員は、1 名につき 1 個までしか、代理権を行使できないものとする。

(決議)

第 22 条 代議員会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2、前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - 一、代議員の資格の喪失
 - 二、会員の除名
 - 三、監事の解任
 - 四、定款の変更
 - 五、解散
 - 六、その他法令で定められた事項
- 3、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 23 条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより、本会事務局が議事録を作成する。

- 2、議事録は、議長及び当日議長の指名した出席代議員 2 名がこれに記名押印し、これを本会に保管する。

第 6 章 役員

(役員の設置)

第 24 条 本会に次の役員を置く

理事 3 名以上 16 名以内

監事 3 名以内

- 2、理事のうち 1 名を会長とし、2 名を副会長、1 名を専務理事、5 名以内を常務理事とする。
- 3、前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。
- 4、副会長、専務理事、常務理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。
- 5、前項の他、理事会の決議をもって業務執行理事を選定することができる。
- 6、役員及び代議員は、互いに他を兼ねることができない。
- 7、監事のうち 1 名を外部監事とすることができる。
- 8、前項の外部監事を選任は理事会が推薦し、代議員会の決議を経るものとする。

(役員の選任)

第 25 条 役員は、代議員会の決議によって選任する。

- 2、代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。
- 3、本会の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が、総理事数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4、本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係にある者を含む。）及びこの法人の

使用人が含まれてはいけない。また、各監事は、相互に親族その他の特殊の関係があつてはならない。

5、役員は、正会員の中から選任する。ただし外部監事についてはこの限りではない。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2、会長は、本会を代表し、会務を統括する。

3、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けた時は、予め理事会で決めた順位に従い、法人の代表権を伴わない業務執行のみを代行する。

4、専務理事は、会長の旨を受けて会務を掌理し、会長、副会長が共に事故があるとき又は会長及び副会長が共に欠けたときは、法人の代表権を伴わない業務執行のみを代行する。

5、常務理事は会長の旨を受けてその担当業務を掌理して専務理事を補佐し、専務理事が事故あるときは、予め理事会で決めた順位に従い、専務理事の職務を代理し、その欠けたときは、その職務を代行する。

6、会長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2、監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 28 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。

2、補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

3、増員として選任された理事の任期は、他の理事の任期の終了する時までとする。

(任期満了等における前任者の職務)

第 29 条 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 30 条 役員は、代議員会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

第 31 条 役員に対して、その職務執行の対価として、代議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、代議員会の決議を経て支給することができる。

(責任の免除)

第 32 条 役員は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は全ての正会員の同意がなければ免除することができない。

第 7 章 理事会

(構成)

第 33 条 本会に理事会を置く。

2、理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

一、規則に定めのある規則の改廃

- 二、本会の業務執行の決定
- 三、理事の職務の執行の監督
- 四、代表理事である会長及び業務執行理事の選定及び解職

2、前項第4号の会長の選定にあたっては、会員の意識を調査して、その結果を参考にすることができる。その方法等については別に定める。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会で決めた順位に従い、理事が理事会を招集する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2、前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、本会事務局が議事録を作成する。

2、出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 会計及び財産

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2、前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一、事業報告
- 二、事業報告の附属明細書
- 三、貸借対照表
- 四、損益計算書（正味財産増減計算書）
- 五、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 六、財産目録

2、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については定時代議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3、第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 一、監査報告
- 二、役員の名簿
- 三、役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 四、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記

載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 41 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(剰余金の分配)

第 42 条 本会は剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、代議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 44 条 本会は、代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第 45 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、代議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 46 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 47 条 本会の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 補則

(委任)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関しては、理事会の決議により必要な事項を別に定める。

附則

1、この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2、本会の最初の代表理事である会長は森永和男とする。

3、本会の移行の登記後最初の理事は、次に掲げる者とし、その任期は平成 25 年 6 月の定時代議員会の終結の時までとする。

森永和男	鈴木潤一	小鹿典雄	征矢 亘	小林不律	村居幸夫
渡辺 進	大字崇弘	榊 正幸	長谷部和子	仲田 豊	千葉順一

岡崎恵一郎 飯島清人 菱沼一弥 田中晃伸

4、本会の移行の登記後最初の監事は、次に掲げる者とする

北澤 毅 若松進治 大金正幸

5、この定款の施行後最初の代議員及び予備代議員は、第 14 条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員及び予備代議員として選出された者とし、その任期は平成 25 年 6 月末日までとする。

6、この定款の施行後最初の代議員会の議長及び副議長は、第 14 条と同じ方法で予め行う代議員会によって選出した者とし、その任期は、それぞれ平成 25 年 6 月末日までとする。

7、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

8、この定款は、令和 2 年 6 月 24 日より施行する。